

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和2年10月2日（金）午前10時～
ZoomウェビナーによるWeb会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（仮称）太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領
- 資料3 諮問文
- 資料4 京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ（全体、準備書）、準備書の概要
- 資料5 方法書に対する京都府知事意見（写）
- 資料6 準備書に対する住民等意見書

事前送付資料

- ・（仮称）太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書
- ・（仮称）太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書 要約書

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

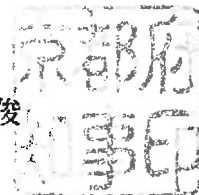
4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

2 環管第 286 号
令和 2 年 10 月 2 日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書
について (諮問)

京都府環境影響評価条例 (平成 10 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。) 第 16 条第 1 項の規定により、下記の者から風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書 (以下「準備書」という。) の提出がありました。

つきましては、当該準備書の内容について、条例第 23 条第 1 項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

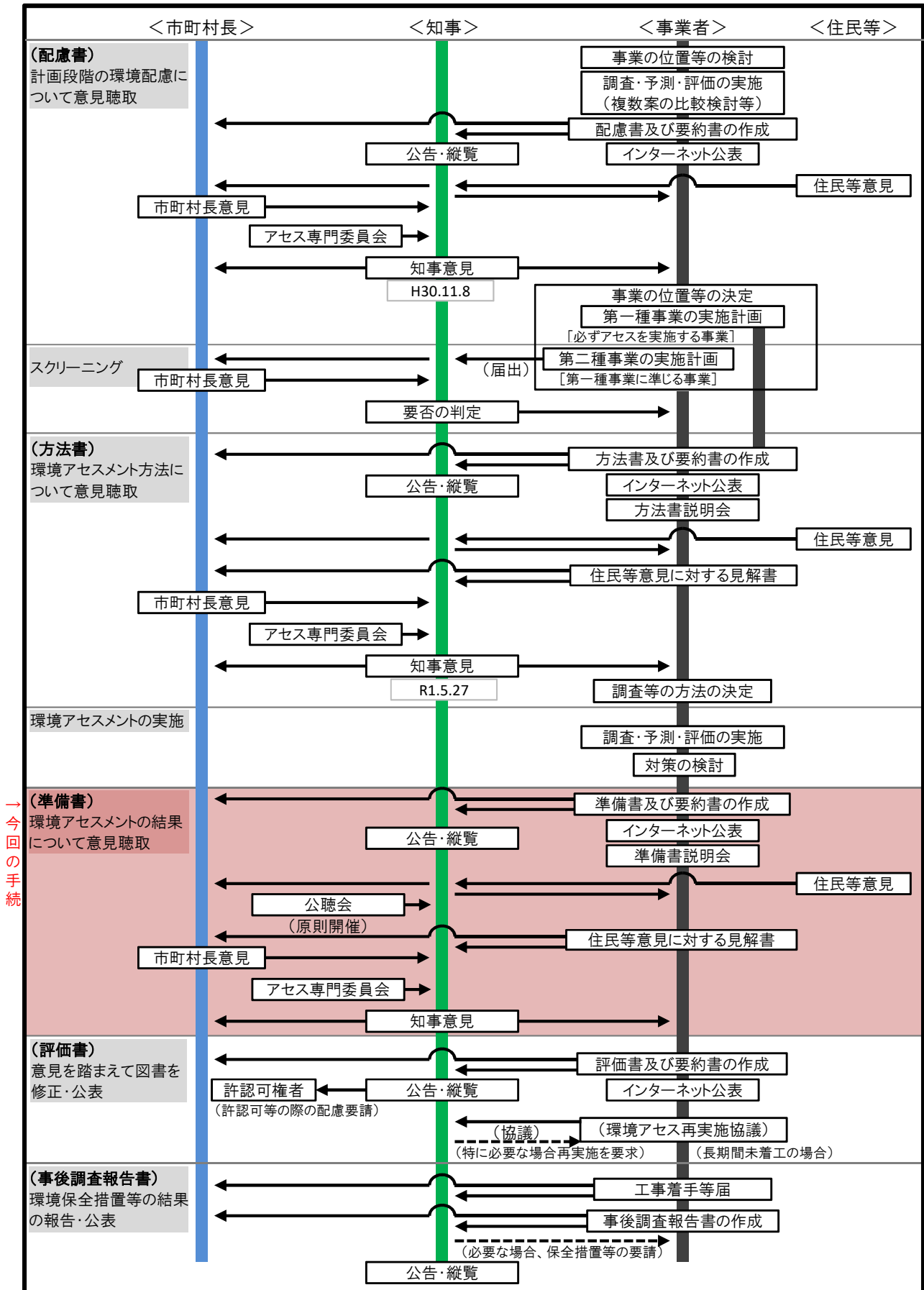
記

株式会社市民風力発電 代表取締役 鈴木 亨

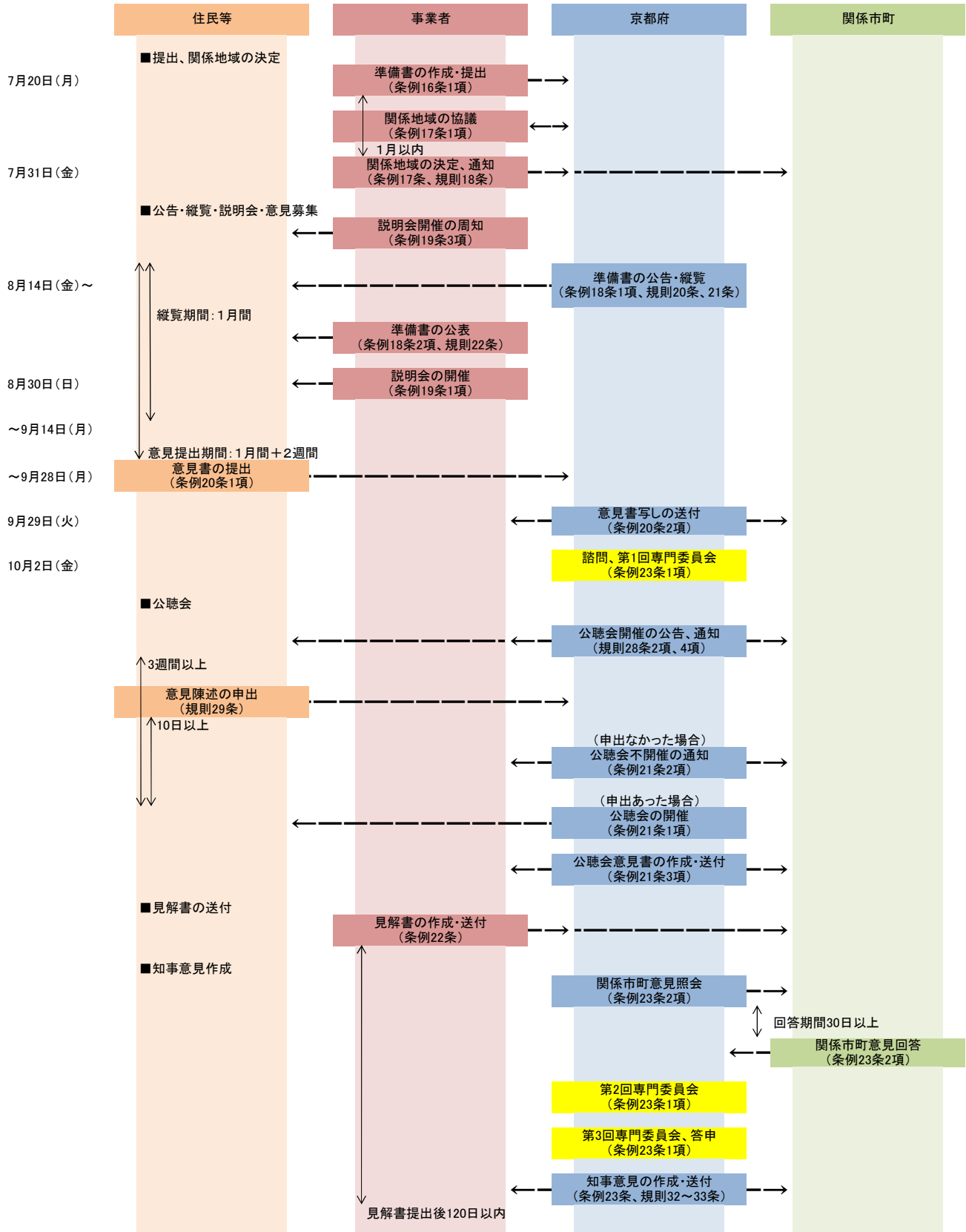
(諮問理由)

条例第 23 条第 1 項において、「知事は、準備書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造のための措置その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第 16 条第 1 項の規定により上記事業者から提出のあった準備書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。

京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ(全体)



京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ(準備書)



※ ()内は根拠条文。略称は以下のとおり。
 条例：京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)
 規則：京都府環境影響評価条例施行規則(平成11年京都府規則第21号)
 要綱：京都府環境影響評価条例に基づく公聴会運営要綱(平成18年京都府告示第328号)

※知事意見の作成について(条例23条、規則33条より)
 知事は、準備書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、環境の保全及び創造のための措置並びに事後調査の内容についての事業者に対する意見書を作成するものとする。その際、関係市町村長意見を考慮するとともに、住民等意見書、公聴会意見及び事業者見解書に配慮する。

(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書の概要

事業者	名称 株式会社市民風力発電 代表者 代表取締役 鈴木 亨 所在地 札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地 JR タワーオフィスプラザさっぽろ 20 階															
事業の内容	名称 (仮称) 太鼓山ウインドファーム 種類 風力発電所の設置の工事業 (府条例第一種事業) 規模 最大出力 7,490kW (出力 2,000~3,200kW の風車を 3~4 基設置。ただし、各風車の合計出力が 7,490kW を超える場合は、連系点で 7,490kW を超えないよう出力制御を行う。)															
対象事業実施区域	与謝郡伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか															
関係地域	対象事業実施区域及びその周囲 9.3km の範囲 (関係市町：宮津市、京丹後市、伊根町)															
評価項目、環境の保全及び創造のための措置																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">影響要因</th> <th style="width: 25%;">評価項目</th> <th style="width: 60%;">環境の保全及び創造のための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事の実施</td> <td>資材等の搬出入</td> <td>騒音、人と自然との触れ合いの活動の場 車両台数の平準化、乗合い通勤等の推奨、エコドライブの推奨、近傍集落周辺では十分減速、近傍住宅に運行計画周知、工事関係者に周知徹底、連休等の回避、施設管理者に工程説明</td> </tr> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>人と自然との触れ合いの活動の場 建設機械の点検・整備、低騒音型機械の使用、建設機械の使用時期分散・アイドリングストップ、工事関係者に周知徹底</td> </tr> <tr> <td>造成等の施工</td> <td>水の濁り、動物、植物、産業廃棄物、残土 造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、仮設沈砂池・ふとんかごの設置、搬入路では十分減速、低騒音型機械の使用、這い出し可能な排水施設、ヤード肩部に土堤築堤、発生土の再利用、産業廃棄物の有効利用、大型資機材を工場組立、産業廃棄物の適切な処理、工事関係者に周知徹底</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td> <td>地形改変及び施設の存在</td> <td>風車の影、動物、植物、景観 這い出し可能な排水施設、明灰色塗装、造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、伊根町景観計画の届出</td> </tr> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>騒音、超低周波音、風車の影、動物、人と自然との触れ合いの活動の場 適切な点検・整備、住民説明会、造成面は砕石敷、最小限の夜間照明、赤色 LED 航空障害灯の採用</td> </tr> </tbody> </table>	影響要因	評価項目	環境の保全及び創造のための措置	工事の実施	資材等の搬出入	騒音、人と自然との触れ合いの活動の場 車両台数の平準化、乗合い通勤等の推奨、エコドライブの推奨、近傍集落周辺では十分減速、近傍住宅に運行計画周知、工事関係者に周知徹底、連休等の回避、施設管理者に工程説明	建設機械の稼働	人と自然との触れ合いの活動の場 建設機械の点検・整備、低騒音型機械の使用、建設機械の使用時期分散・アイドリングストップ、工事関係者に周知徹底	造成等の施工	水の濁り、動物、植物、産業廃棄物、残土 造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、仮設沈砂池・ふとんかごの設置、搬入路では十分減速、低騒音型機械の使用、這い出し可能な排水施設、ヤード肩部に土堤築堤、発生土の再利用、産業廃棄物の有効利用、大型資機材を工場組立、産業廃棄物の適切な処理、工事関係者に周知徹底	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	風車の影、動物、植物、景観 這い出し可能な排水施設、明灰色塗装、造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、伊根町景観計画の届出	施設の稼働	騒音、超低周波音、風車の影、動物、人と自然との触れ合いの活動の場 適切な点検・整備、住民説明会、造成面は砕石敷、最小限の夜間照明、赤色 LED 航空障害灯の採用
影響要因	評価項目	環境の保全及び創造のための措置														
工事の実施	資材等の搬出入	騒音、人と自然との触れ合いの活動の場 車両台数の平準化、乗合い通勤等の推奨、エコドライブの推奨、近傍集落周辺では十分減速、近傍住宅に運行計画周知、工事関係者に周知徹底、連休等の回避、施設管理者に工程説明														
	建設機械の稼働	人と自然との触れ合いの活動の場 建設機械の点検・整備、低騒音型機械の使用、建設機械の使用時期分散・アイドリングストップ、工事関係者に周知徹底														
	造成等の施工	水の濁り、動物、植物、産業廃棄物、残土 造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、仮設沈砂池・ふとんかごの設置、搬入路では十分減速、低騒音型機械の使用、這い出し可能な排水施設、ヤード肩部に土堤築堤、発生土の再利用、産業廃棄物の有効利用、大型資機材を工場組立、産業廃棄物の適切な処理、工事関係者に周知徹底														
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	風車の影、動物、植物、景観 這い出し可能な排水施設、明灰色塗装、造成地を可能な限り利用、法面への種子吹付、伊根町景観計画の届出														
	施設の稼働	騒音、超低周波音、風車の影、動物、人と自然との触れ合いの活動の場 適切な点検・整備、住民説明会、造成面は砕石敷、最小限の夜間照明、赤色 LED 航空障害灯の採用														
事後調査	実施しない															



資料5

元環管第192号
令和元年5月27日

株式会社市民風力発電
代表取締役 鈴木 亨 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書に対する意見書について

平成30年12月28日付けで提出の上記環境影響評価方法書について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第13条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	府民環境部環境管理課 指 導 担 当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4705

別添

(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価方法書に対する意見は、以下のとおりです。

1 全般的事項

- 準備書において環境影響評価の結果及び当該結果を踏まえた環境保全措置を具体的に示すことができるよう、風力発電設備の配置及び規模等（以下「配置等」という。）を決定し、準備書に記載すること。
- 風力発電設備の配置等の決定に当たっては、可能な限り、過去の長期的な気象観測記録や気候変動を踏まえた将来の予測等を考慮するとともに、風力発電設備の設置及び供用による環境影響を回避又は低減するよう努めること。
- 今後、風力発電設備の配置等の決定や現地調査の実施等により、新たな環境影響のおそれが明らかになった場合は、必要に応じて、地域住民の意見を聴き、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法を追加又は見直した上で、適切に調査等を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。また、その内容を準備書に記載すること。

2 個別事項

(1) 騒音の影響

- 施設の稼働による騒音は、雪や地表面温度の低下等、気象条件により異なると考えられるため、様々な気象条件を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 風車の影による影響

- 風力発電機の影による影響について、対象事業実施区域周辺の施設や住居等を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な風力発電設備の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(3) 動物・植物・生態系に対する影響

- 対象事業実施区域は、海から飛来する鳥の渡り経路になっている可能性があることから、風力発電機へのバードストライクの可能性とその影響について、適切に調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。
- 対象事業実施区域及びその近傍には、クマタカ等の希少種を含めた多数の動植物が生息・生育しているため、本事業の実施による動植物及びその

生息地・生育地に対する影響を把握・評価し、可能な限り回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。

(4) 景観に対する影響

- 景観に係る調査地点である慈眼寺を含む「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」の一部地域においては、本事業の実施により風力発電機の視認が可能になると想定される。このため、同調査地点を始めとした眺望点からの眺望景観及び同保存地区自体の景観に対する風力発電機の影響について、必要に応じて調査・予測地点を追加する等、適切に調査等を実施するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、風力発電機の配置等及び必要な環境保全措置を検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- 対象事業実施区域近傍に点在する「森林公園スイス村」の施設に対しては、複数の環境影響評価項目に係る影響が懸念されるため、同項目ごとに係る影響を個別に評価するだけでなく、「森林公園スイス村」の各活動特性に対する全ての影響を整理して総括的に評価するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、環境保全措置を検討すること。

(6) 土地の改変による影響

- 風力発電機の基礎の構造や造成等の工事の方法によっては、降水の流出経路が変化し、対象事業実施区域近傍の湿地へ影響することが懸念されるため、当該影響を回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。また、土地の改変に伴う発生土が対象事業実施区域から搬出される場合は、可能な限り搬出量を抑制するとともに、搬出される土を適切に処理すること。

「(仮称)太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書」についての住民等意見書一覧

意見書 番号	意見及びその理由
1	<p>本事業における準備書をインターネットにより閲覧したが、動物の調査結果や重要種が空白の表ばかりでその内容が把握できない。</p> <p>国民には生息種がどのような影響を受け、予測評価されているか知る権利がある。</p> <p>京都府は「当該事業に関し、環境保全及び創造の見地から意見がある場合は、意見書を提出することができます。」と告示しているが、ほぼ内容がない準備書についての意見を提出することはできない。</p> <p>京都府は内容を確認しているのか、それともこれが京都府の環境アセスメントなのか。</p> <p>全国的に見ても極めて稀な「内容隠し」であり、一般からの意見を意図的に受け付けられない方策と思われる。仕方がないだろう。</p> <p>京都府では公正な環境影響評価が遂行されているとは思えない。</p> <p>事業者に対し指導するべきで、縦覧のやり直しを求める。</p>
2	<p>■1.意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者「株式会社市民風力発電」及び委託先「株式会社東洋設計」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p> <p>■2.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？</p> <p>■3.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？</p> <p>■4.本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p> <p>■5.本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？</p> <p>■6.コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」が</p>

バットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。

※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010

■7.コウモリ類について

コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫をたくさん食べるので、人間にとっては益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告書(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。

コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。

*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.

■8.コウモリ類の保有するウイルスが心配

コウモリ類はウイルスの自然宿主としても知られる。仮にウイルスを保有したコウモリ類の死骸を、スカベンジャー（タヌキやキツネ、カラスなど）が捕食した場合、ウイルスがスカベンジャーから家畜・ペットを経由してヒトへ感染するおそれがある。ウイルスが拡散すれば国民に不利益が発生する。よって「重要種に該当する・該当しない」に係らず、コウモリ類は風力発電施設で1頭たりとも殺さないで欲しい。

■9. 重要種以外のコウモリ類について

事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？

■10.バットディテクターの機種及び探知距離の記載がない1

事業者が現地調査で使用したバットディテクターの機種名、探知可能距離（使用したバットディテクターが何メートル先まで探知できるのか）、使用台数及び各季の調査時間を述べよ。

■11.バットディテクターの機種及び探知距離の記載がない2

通常、バットディテクターの探知距離は10~20m程度と短く、地上から高空（ブレードの回転範囲）を飛行するコウモリの声はほとんどキャッチできない。事業者は、ブレード回転範囲内のコウモリ

類の生息状況を把握していないため、コウモリ類への影響（バットストライクの発生の有無）について知る由がない。よって、本準備書のコウモリ類への影響予測は事業主の主観ではないか。

■12.コウモリ類への影響予測が不適切

P217 事業者がコウモリ類の調査（バットディテクター）をしたのは、平成27年5月28日、7月15日、9月14日の3晩のみである。年間3晩の調査で、バットストライクを予測したという事例（科学的根拠）を述べよ。

■13.回避措置（ライトアップアップの不使用）について

P469 「ライトアップをせず」「航空障害灯に閃光灯を使用している」もバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これらはいずれも「ライトアップを実行せず」「航空障害灯に閃光灯を使用している」。これらの現状をふまえ、事業者が『コウモリ類への影響は極めて小さいと判断した科学的根拠』を述べよ。

※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22（1）、9-11、2017）

※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県

※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県

※コウテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）

※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道

※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県

※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県

※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道

※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県

■14.「回避」と「低減」の言葉の定義について1

「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。

■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2

事業者らは、コウモリ類への影響に対して「ライトアップを実行しない（回避措置）」ことを掲げた
が、「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライ
トアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまで
のところ一切報告がない。

■16.回避措置（ライトアップアップの不使用）について

ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。

これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」
などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。

■17.回避措置（ライトアップアップの不使用）について

ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップアップをしないこと」により
「コウモリ類の誘引をすべて『回避』できるわけではない。アセスメントでは影響が『回避』でき
なければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加
する必要がある。

■18. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること

「予測に不確実を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日
通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減すべきである。

第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場
合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行
可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低
減すること

■19.国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない

前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング
（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例
が少ない」ことは「保全措置をしなくてよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。で
は仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置
の実施は技術的に可能である。

■20. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2

前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げること
やフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもし

れないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」はバットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」をもたなくても保全措置の実施は可能であろう。

益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。

■21. 「ライトアップアップしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップアップしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。

■22. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」ではない
事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。

■23. コウモリ類の保全措置について

国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。

■24. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること

コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よってコウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・昆虫・両性類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。

■25. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない

コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。
仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。

*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実施把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018

■26.事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること

コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週 1 回以上の頻度で 4 月から 11 月まで必ず実施すること。

■27.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること

コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査はヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。

※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」
(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)